

新潟市雇用対策協定

新潟市（以下「市」という。）と新潟労働局（以下「労働局」という。）は、より連携を強化し、協働して柔軟に雇用対策を推進していけるよう、以下のとおり「新潟市雇用対策協定（以下「協定」という。）」を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、市が行う雇用、産業、福祉及び教育に関する施策と労働局が行う職業紹介、雇用保険、雇用管理指導その他雇用に関する施策について、役割分担を踏まえつつ、効果的・効率的かつ一体的に対策を進めていくための連携・協力の内容などを定め、市内の雇用環境の改善・向上に強力に取り組むことを目的とする。

（事業内容）

第 2 条 市及び労働局は、前条の目的を達成するため、具体的な取組及び実施方法を事業計画として毎年度定めるものとする。

（運営協議会の設置）

第 3 条 市及び労働局は、本協定の取組事項を推進し、事業計画の進捗状況を把握するとともに、意見・情報交換等を行うため運営協議会を設置する。運営協議会に係る詳細は、別途定めることとする。

（要請等）

第 4 条 市長及び労働局長は、それぞれが取り組む施策の推進に資するため、必要な要請を相互に行うことができるものとする。

2 市長及び労働局長は、前項の要請に対して、誠実に対応するものとする。

（情報共有）

第 5 条 市及び労働局が各々保有し、この協定に基づく雇用対策を一体的に実施するに当たり必要となる情報については、市及び労働局間において共有する。

(秘密保持)

第 6 条 この協定に基づく雇用対策に関する取組において、市及び労働局が相互に提供する情報については、第三者に対して開示しないこととする。ただし、事前に相手方の承諾を得られた場合は、この限りではない。

(その他)

第 7 条 この協定に定めのない事項について定める必要が生じたとき又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、市及び労働局が誠意をもって協議し、決定するものとする。

2 協定締結当事者に変更があった場合であっても、他に定めのないときは、新たな協定が締結されるまでの間、この協定を有効とする。

附則

この協定は、締結する日から実施する。

この協定の締結を証するため、協定書を 2 通作成し、市長及び労働局長が署名のうえ、各自 1 通を保有するものとする。

平成 27 年 12 月 16 日

新潟市長

藤 田 昭

新潟労働局長

梅澤 真一